

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第386号	
事故等種類	運航不能（主機空気系統海水混入）	
発生日時	平成21年11月9日 06時00分ごろ	
発生場所	東京都沖ノ鳥島の西方約400km付近 (概位 北緯20°32.0′ 東経132°57.0′)	
事故等調査の経過	平成21年12月25日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{しんかいいちごう} 信戎壹号丸、18トン	
船舶番号、船舶所有者等	ON2-0720（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 機関長、六級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機空気冷却器の冷却管破孔	
事故等の経過	本船は、平成21年11月9日06時00分ごろ、沖ノ鳥島西方海域において、漁場を移動中、主機が、異音を発して停止した。 主機は、再始動するも、短時間で自停を繰り返す、翌10日に始動不能に陥った。 本船は、救助を要請し、来援したタグボートによって発航地にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2 海象：穏やか	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 主機空気冷却器の冷却管が破孔し、大量の冷却海水が給気系統に混入して主機の燃焼が不良となり、自然に停止したのち始動ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が沖ノ鳥島西方を航行中、主機の給気系統に大量の海水が混入したため、燃焼不良を引き起こして主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。	